

募集要項について

横浜特定複合観光施設設置運営事業 募集要項(案)の記載事項	主な内容
第1. はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ■ はじめに、設置運営事業の名称 ■ 事業範囲、事業期間、事業方式、本事業の在り方 等
第2. 特定複合観光施設区域の整備の 意義及び目標に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定複合観光施設区域の整備の意義 ■ 特定複合観光施設区域整備の市の方向性と目標
第3. 特定複合観光施設区域を整備し ようとする区域の位置及び規模 に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の土地の概要 ■ 土地の権利関係及びその使用等について
第4. 特定複合観光施設を構成する施 設の種類、機能及び規模に関す る事項並びに設置運営事業等に 関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定複合観光施設 ■ M I C E 施設（国際会議場施設及び展示等施設） ■ 魅力増進施設 ■ 送客施設 ■ 宿泊施設 ■ カジノ施設 ■ 観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設 ■ 設置運営事業者が本事業として実施することが求められる事項 ■ 設置運営事業者によるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影 響の排除を適切に行うための措置 ■ 設置運営事業者に求める費用 等
第5. 設置運営事業を行おうとする民 間事業者の募集及び選定に関す る事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>設置運営事業予定者の選定方法</u> <ul style="list-style-type: none"> □ 横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・公平かつ公正な審査を行うため、外部有識者からなる選定等委員 会を設置 □ 設置運営事業予定者の<u>選定手順及び選定方法</u> <ul style="list-style-type: none"> ・参加資格審査 <u>参加資格要件を充足しているかどうかの審査</u> ・提案審査 <u>選定等委員会による設置運営事業予定者選定基準に基づいた審査</u> □ 選定等委員会による最優秀提案者の選定 □ 市による設置運営事業予定者の決定 ■ <u>参加資格要件</u> <ul style="list-style-type: none"> □ <u>応募企業及び応募グループ構成員に共通の参加資格要件</u> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を遂行する意思があり、的確に遂行することができる能 力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること ・本事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有すること ・法令に規定される暴力団員、暴力団経営支配法人等又は暴力団 員等と密接な関係を有すると認められる者のいずれにも該当し ない者 ・本市アドバイザーと関連のない者 ・選定等委員会委員と関連のない者 ・横浜イノベーションIR協議会構成員と関連のない者 等

横浜特定複合観光施設設置運営事業 募集要項(案)の記載事項	主な内容
	<ul style="list-style-type: none"> □ <u>応募企業又は応募グループに求められる要件</u> <ul style="list-style-type: none"> ・延床面積が30万㎡以上の複合施設（M I C E施設、ホテル、 エンターテイメント施設、商業施設、カジノ施設を含む。）を 開発及び運営した実績を有する者であること □ <u>接触規定</u> <ul style="list-style-type: none"> ・応募者等は、市や公職等に対して、直接・間接を問わず、本公募 に関して、自己に有利になる働きかけを行ってはならない 等 ■ <u>公募に関する手続き</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>スケジュール</u> ・<u>参加資格審査</u> ・<u>応募グループ構成員の変更手続き</u> ・<u>競争的対話の実施</u> ・<u>提案審査</u> ・<u>審査結果の通知及び公表 等</u> ■ <u>設置運営事業予定者決定後の手続</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>基本協定の締結</u> ・<u>区域整備計画の作成及び認定申請</u> ・<u>S P Cの設立</u> ・<u>実施協定及び事業用定期借地権設定契約の締結 等</u> ■ <u>応募に関する留意事項</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>提案書類の取扱い</u> ・<u>応募の無効</u> 接触規定に違反した場合に、応募を無効とすること 等
第6. 設置運営事業の円滑かつ確実な 実施の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>事業実施上の義務</u> ■ <u>設置運営事業者の権利義務等に関する制限及び手続</u> ■ <u>本事業におけるリスク及びその分担の在り方</u> ■ <u>本事業の継続が困難となった場合の措置</u> ■ <u>事業期間終了時の取扱い 等</u>
第7. カジノ事業の収益を活用して地域の創 意工夫及び民間の活力を生かした当該 特定複合観光施設区域の整備を推進す ることにより我が国において国際競争 力の高い魅力ある滞在型観光を実現す るための施策及び措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>カジノ収益を活用した滞在型観光を実現するための施策・措置</u> ■ <u>設置運営事業者におけるカジノ事業の収益のIR施設の整備・設 置運営事業の事業内容の向上・市が実施する施策への協力等への 活用の在り方</u> ■ <u>認定都道府県等納付金・認定都道府県等入場料納入金</u>
第8. カジノ施設の設置及び運営に伴 う有害な影響の排除を適切に行 うために必要な施策及び措置に 関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>基本的な考え方</u> ■ <u>ギャンブル等依存症対策</u> ■ <u>犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持</u> ■ <u>青少年の健全育成</u>
第9. その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>情報提供 等</u>